

二本松市地域防災計画「第 5 編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由
P 3	<p style="text-align: center;">第 1 部 災害の条件</p> <p>第 1 章 基本方針</p> <p>第 1 節 本編の目的</p> <p>那須火山帯に位置する吾妻、安達太良、磐梯等の山々は、近世の歴史にみられるように、火山活動によって多くの被害をもたらしている。</p> <p>国は、これを教訓に防災対策に資するため常時火山観測を実施し、情報の通報を行うこととしている。</p> <p>県内の火山では、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台地域火山監視・警報センター及び気象庁地震火山部火山監視・警報センターで常時観測・監視している。</p> <p>本市もここに、火山災害から住民、登山者、観光客等の生命、身体及び財産を保護するため、火山情報の収集及び伝達、防災施設の整備、警戒及び避難その他の災害対策に関する事項を定め、市及び防災関係機関の防災体制の確立を期することを目的とする。</p> <p>第 2 節 火山地域市町村</p> <p>福島県においては、表のとおり市町村が活火山に近接している。これらの市町村にあつては、国、県及び防災関係機関と平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山防災対策を実施することとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 部 災害の条件</p> <p>第 1 章 基本方針</p> <p>第 1 節 本編の目的</p> <p>那須火山帯に位置する吾妻、安達太良、磐梯等の山々は、近世の歴史にみられるように、火山活動によって多くの被害をもたらしている。</p> <p>国は、これを教訓に防災対策に資するため常時火山観測を実施し、情報の通報を行うこととしている。</p> <p>県内の火山では、吾妻山、安達太良山、磐梯山、那須岳について、仙台管区気象台地域火山監視・警報センター及び気象庁地震火山部火山監視・警報センターで常時観測・監視している。</p> <p>本市もここに、火山災害から住民、登山者、観光客等の生命、身体及び財産を保護するため、火山情報の収集及び伝達、防災施設の整備、警戒及び避難その他の災害対策に関する事項を定め、市及び防災関係機関の防災体制の確立を期すること <u> </u> とする。</p> <p>第 2 節 火山地域市町村</p> <p>福島県においては、表のとおり市町村が活火山に近接している。これらの市町村にあつては、国、県及び防災関係機関と平常時から情報を共有し、連携を取りながら火山防災対策を実施することとする。</p>	<p style="text-align: center;">字句整理</p>

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由
P 5	<p>て火口湖を形成したのもあった。最も噴気活動が活発なものは新火口の西部であった。この大爆発で沼ノ平にあった硫黄精錬所は跡形もなく吹き飛ばされ、従業員 83 名中、先の小爆発で急ぎ避難した少年を除いて、全員が死傷した（死者 30 名、行方不明者 42 名、負傷者 10 名いずれも概算）。</p> <p>なお、この大爆発による火山砕屑物の容積が 0.004 km³ ないし 0.0011 km³、爆発の総エネルギーは 10²²エルグ程度と概算されている。</p> <p>この爆発の前兆らしい異常現象として挙げられたものには噴気の活発化ないし小爆発のほか、沼ノ平火口東方の湧水が約 1 ヶ月前から次第に減水し、10 日ほど前から特にそれが目立ち、泉温も以前よりやや高かったこと、その他の地域でも井戸水や湧水が減り、又は枯れたところがあり、沼尻温泉では大爆発当日、温泉温度が上昇したことなどがある。</p> <p>7 1997 年（平成 9 年） 火山性ガス事故</p>	<p>て火口湖を形成したのもあった。最も噴気活動が活発なものは新火口の西部であった。この水蒸気噴火では、死者 80 名以上を出し、また、沼ノ平にあった硫黄精錬所も吹き飛ばされた。従業員 83 名中、先の小爆発で急ぎ避難した少年を除いて、全員が死傷した（死者 30 名、行方不明者 42 名、負傷者 10 名 いずれも概算）。</p> <p>なお、この大爆発による火山砕屑物の容積が 0.004 km³ ないし 0.0011 km³、爆発の総エネルギーは 10²²エルグ程度と概算されている。</p> <p>この爆発の前兆らしい異常現象として挙げられたものには噴気の活発化ないし小爆発のほか、沼ノ平火口東方の湧水が約 1 ヶ月前から次第に減水し、10 日ほど前から特にそれが目立ち、泉温も以前よりやや高かったこと、その他の地域でも井戸水や湧水が減り、又は枯れたところがあり、沼尻温泉では大爆発当日、温泉温度が上昇したことなどがある。</p> <p>7 1997 年（平成 9 年） 火山__ガス事故</p>	<p>火山防災協議会意見より</p> <p>火山防災協議会意見より</p>

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由
P 7	<p style="text-align: center;">第2部 災害予防計画</p> <p>第1章 災害防止対策</p> <p>第2節 防災事業等の推進</p> <p>5 河川の水質汚濁防止措置</p> <p>6 火山現象の調査、研究及びその成果の普及</p> <p>7 福島地方気象台、県等との連絡調整</p> <p>第3節 予防対策</p> <p>2 火山現象の知識の啓発</p> <p>(2) 防災関係機関の協力</p> <p>防災関係機関は、注意喚起のため標識の掲示、チラシの配付、車内放送等その所掌業務に基づき、住民、登山者及び観光客等に対して危険防止のための知識の啓発を行うほか、県または市から啓発について応援要請があった場合はこれに協力する。</p>	<p style="text-align: center;">第2部 災害予防計画</p> <p>第1章 災害防止対策</p> <p>第2節 防災事業等の推進</p> <p>5 砂防事業</p> <p>6 河川の水質汚濁防止措置</p> <p>7 火山現象の調査、研究及びその成果の普及</p> <p>8 福島地方気象台、県等との連絡調整</p> <p>第3節 予防対策</p> <p>2 火山現象の知識の啓発</p> <p>(2) 防災関係機関の協力</p> <p>防災関係機関は、注意喚起のための標識の掲示、チラシの配付、車内放送等その所掌事務に基づき、住民、登山者及び観光客等に対して、危険防止のための知識の啓発を行うほか、県または市から啓発について応援要請があった場合はこれに協力する。</p>	<p>県地域防災計画と整合</p> <p>火山防災協議会意見より</p>
P 8	<p>5 避難確保計画の作成等</p> <p>警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者</p>	<p>5 避難確保計画の作成等</p> <p>警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者</p>	

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由																																																																								
P 1 0	(3) 噴火警戒レベル	(3) 噴火警戒レベル (レベル表の入れ替え)	県地域防災計画と整合																																																																								
	安達太良山の噴火警戒レベル表	安達太良山 噴火警戒レベル																																																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル(キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td rowspan="2">噴火警報(居住地域)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>5(避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要</td> <td>・噴火に伴う融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している 【過去事例】なし 【予想される事例】 1900年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合</td> </tr> <tr> <td>4(避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要 全山入山規制</td> <td>・噴火に伴う融雪型火山泥流が発生し、居住地域まで到達すると予想される 【過去事例】なし 【予想される事例】 1900年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td rowspan="2">火口から居住地域近くまで</td> <td>3(入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> <td>住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等</td> <td>・中規模噴火が発生して、火口外に噴出物が飛び出す*1 ・ペースサージ(爆風)、岩屑なだれ等 【過去事例】 1900年7月17日: 噴火、沼ノ平火口内で水蒸気爆発。火口内硫黄精錬所が吹き飛ばされ72名死亡、10名負傷 ・中規模噴火が予想される 【過去事例】なし</td> </tr> <tr> <td>2(火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される</td> <td>住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等</td> <td>・小規模噴火が発生し、沼ノ平火口内での噴石飛散*2 ・噴気、泥、硫黄等の噴出 【過去事例】 1899年8月24日:噴火、沼ノ平火口で水蒸気爆発。直径40mの新火口生成。降灰東方数km 1997年4月頃: 沼ノ平火口底の地中温度上昇 ・小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】なし</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>1(活火山であることを留意)</td> <td>火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)</td> <td>状況に応じて火口内への立入規制等</td> <td>・ごく小規模な噴気、泥等の噴出 【過去事例】 1996年9月: 白色噴気30m、沼ノ平中央部で泥の噴出、直径100mに飛散 2000年2月: 一時的に300mまで上がる</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	・噴火に伴う融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している 【過去事例】なし 【予想される事例】 1900年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合	4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要 全山入山規制	・噴火に伴う融雪型火山泥流が発生し、居住地域まで到達すると予想される 【過去事例】なし 【予想される事例】 1900年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合	警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・中規模噴火が発生して、火口外に噴出物が飛び出す*1 ・ペースサージ(爆風)、岩屑なだれ等 【過去事例】 1900年7月17日: 噴火、沼ノ平火口内で水蒸気爆発。火口内硫黄精錬所が吹き飛ばされ72名死亡、10名負傷 ・中規模噴火が予想される 【過去事例】なし	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	・小規模噴火が発生し、沼ノ平火口内での噴石飛散*2 ・噴気、泥、硫黄等の噴出 【過去事例】 1899年8月24日:噴火、沼ノ平火口で水蒸気爆発。直径40mの新火口生成。降灰東方数km 1997年4月頃: 沼ノ平火口底の地中温度上昇 ・小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】なし	予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることを留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口内への立入規制等	・ごく小規模な噴気、泥等の噴出 【過去事例】 1996年9月: 白色噴気30m、沼ノ平中央部で泥の噴出、直径100mに飛散 2000年2月: 一時的に300mまで上がる	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>レベル(キーワード)</th> <th>火山活動の状況</th> <th>住民等の行動及び登山者・入山者等への対応</th> <th>想定される現象等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特別警報</td> <td rowspan="2">噴火警報(居住地域)又は噴火警報</td> <td rowspan="2">居住地域及びそれより火口側</td> <td>5(避難)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。</td> <td>危険な居住地域からの避難等が必要。</td> <td>・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している(火砕流・火砕サージは居住地域近くまで)。 ・融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし</td> </tr> <tr> <td>4(避難準備)</td> <td>居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。</td> <td>警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び特定地域の避難等が必要。</td> <td>・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性(火砕流・火砕サージは居住地域近くまで)。 ・融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警報</td> <td rowspan="2">噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報</td> <td rowspan="2">火口から居住地域近くまで</td> <td>3(入山規制)</td> <td>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>住民は通常の生活。 登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。</td> <td>・火口から概ね2.5km以内の居住地域に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1900年7月17日:沼ノ平火口で水蒸気噴火</td> </tr> <tr> <td>2(火口周辺規制)</td> <td>火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。</td> <td>住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。</td> <td>火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1899年8月24日:沼ノ平火口で水蒸気噴火</td> </tr> <tr> <td>予報</td> <td>噴火予報</td> <td>火口内等</td> <td>1(活火山であることを留意)</td> <td>火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。</td> <td>状況に応じて火口内への立入規制等。</td> <td>・火山活動は静穏。 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。 【過去事例】 1996年9月:噴気30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月:一時的に噴気が300mまで上がる</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している(火砕流・火砕サージは居住地域近くまで)。 ・融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし	4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性(火砕流・火砕サージは居住地域近くまで)。 ・融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし	警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	・火口から概ね2.5km以内の居住地域に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1900年7月17日:沼ノ平火口で水蒸気噴火	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1899年8月24日:沼ノ平火口で水蒸気噴火	予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることを留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏。 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。 【過去事例】 1996年9月:噴気30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月:一時的に噴気が300mまで上がる	
種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																																																					
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	・噴火に伴う融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している 【過去事例】なし 【予想される事例】 1900年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合																																																																					
			4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要 全山入山規制	・噴火に伴う融雪型火山泥流が発生し、居住地域まで到達すると予想される 【過去事例】なし 【予想される事例】 1900年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合																																																																					
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。状況に応じて要配慮者の避難準備 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・中規模噴火が発生して、火口外に噴出物が飛び出す*1 ・ペースサージ(爆風)、岩屑なだれ等 【過去事例】 1900年7月17日: 噴火、沼ノ平火口内で水蒸気爆発。火口内硫黄精錬所が吹き飛ばされ72名死亡、10名負傷 ・中規模噴火が予想される 【過去事例】なし																																																																					
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等	・小規模噴火が発生し、沼ノ平火口内での噴石飛散*2 ・噴気、泥、硫黄等の噴出 【過去事例】 1899年8月24日:噴火、沼ノ平火口で水蒸気爆発。直径40mの新火口生成。降灰東方数km 1997年4月頃: 沼ノ平火口底の地中温度上昇 ・小規模噴火の発生が予想される 【過去事例】なし																																																																					
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることを留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)	状況に応じて火口内への立入規制等	・ごく小規模な噴気、泥等の噴出 【過去事例】 1996年9月: 白色噴気30m、沼ノ平中央部で泥の噴出、直径100mに飛散 2000年2月: 一時的に300mまで上がる																																																																					
種別	名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等																																																																					
特別警報	噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している(火砕流・火砕サージは居住地域近くまで)。 ・融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし																																																																					
			4(避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性(火砕流・火砕サージは居住地域近くまで)。 ・融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし																																																																					
警報	噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	・火口から概ね2.5km以内の居住地域に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1900年7月17日:沼ノ平火口で水蒸気噴火																																																																					
			2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1899年8月24日:沼ノ平火口で水蒸気噴火																																																																					
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることを留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火山活動は静穏。 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。 【過去事例】 1996年9月:噴気30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月:一時的に噴気が300mまで上がる																																																																					
	注) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。	※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。 居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。 ※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。	火山防災協議会意見より																																																																								
	*1 概ね2.5km以内に噴石が飛散 *2 概ね1km以内に噴石が飛散																																																																										

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由
P 1 1		<p>(4) 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。噴火速報は以下のような場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※) ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。 <p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p> <p>(5) 火山の状況に関する解説情報</p> <p>噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではない時点で、その後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警</p>	<p>火山防災協議会意見より</p>

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由
P 1 1	<p>(4) 降灰予報</p> <p>次の3種類の降灰予報を気象庁地震火山部が発表する。</p> <p>ア 降灰予報(定時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報発表中の火山で、人々の生活に影響を及ぼす降灰のおそれがある火山に対して発表する。 ・ 噴火の発生に関わらず、火山の活動状況に応じて一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。 ・ 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。 <p>イ 降灰予報(速報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。 ・ 降灰予報(定時)を発表中の火山では、「やや多 	<p>戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。</p> <p>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p> <p>(6) 降灰予報</p> <p>次の3種類の降灰予報を気象庁地震火山部が発表する。</p> <p>ア 降灰予報(定時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表する。 ・ 18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。 <p>イ 降灰予報(速報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火が発生した火山(※1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。 	<p>県地域防災計画と整合</p>

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由
P 1 1	<p>量」以上の降灰が予測された場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。 ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。 <p>ウ 降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。 ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。 <p style="color: red;">（※1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。</p> <p style="color: red;">降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。</p> <p>ウ 降灰予報（詳細）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。 ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。 <p style="color: red;">（※2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以</p>	<p>火山防災協議会意見より</p>

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由
P 1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・ 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。 ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。 <p>(5) 火山ガス予報</p> <p style="padding-left: 20px;">火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に気象庁地震火山部及び仙台管区气象台が発表する。</p> <p style="padding-left: 20px;">注) 該当する火山は、現在なし。</p> <p style="padding-left: 20px;">発表基準： 居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合</p> <p style="padding-left: 20px;">発表時期： 原則として定時</p> <p>(6) その他の情報等</p> <p style="padding-left: 20px;">噴火警報・予報および降灰予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報として、気象庁地震火山部及び仙台管区气象台は、次の情報等を発表する。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 火山の状況に関する解説情報</p> <p style="padding-left: 40px;">火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じ</p>	<p style="padding-left: 40px;">上の降灰が予測された場合に発表する。</p> <p style="padding-left: 20px;">降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。</p> <p style="padding-left: 20px;">降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。</p> <p>(7) 火山ガス予報</p> <p style="padding-left: 20px;">気象庁地震火山部が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</p> <p>(8) その他の情報等</p> <p style="padding-left: 20px;">噴火警報・予報および火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報、火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報として、気象庁地震火山部及び仙台管区气象台は、次の情報等を発表する。</p>	<p>火山防災協議会意見より</p>

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由
P 1 2	<p>て臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示して発表する。</p> <p>イ 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や観光客等、周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表する。</p> <p>なお、以下のような場合には発表しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合。 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合。 <p>ウ 火山活動解説資料</p> <p>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月または必要に応じて臨時に発表する。</p> <p>エ 月間火山概況</p> <p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。</p> <p>オ 噴火に関する火山観測報</p> <p>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を発表する。</p>	<p><u>ア</u> 火山活動解説資料</p> <p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</p> <p><u>イ</u> 月間火山概況</p> <p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。</p> <p><u>ウ</u> 噴火に関する火山観測報</p> <p>噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火直後直ちに周</p>	<p>火山防災協議会意見より</p>

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由																																																																																																																																																																																																																																																																												
P 1 3	<p>第2節 情報伝達系統</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">噴火警報等の伝達機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">伝達官署・火山</th> <th rowspan="2">伝達先</th> <th colspan="6">火山名</th> </tr> <tr> <th>吾妻山</th> <th>安達太良山</th> <th>磐梯山</th> <th>燧ヶ岳</th> <th>沼沢</th> <th>那須岳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="18">福島地方気象台</td><td>福島県(危機管理総室)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>福島県警察本部</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>福島海上保安部</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>福島森林管理署</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>福島森林管理署白河支署</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>会津森林管理署</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td>会津森林管理署南会津支署</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>東北地方整備局福島河川国道事務所</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>北陸地方整備局阿賀川河川事務所</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>裏磐梯自然保護官事務所</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>檜枝岐自然保護官事務所</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>那須自然保護官事務所</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>東北運輸局福島運輸支局</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>国土地理院東北地方測量部</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td>陸上自衛隊第44普通科連隊</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>陸上自衛隊第6特科連隊</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>新聞・ラジオ・テレビ報道機関</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>鉄道気象連絡会福島地方部会</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	伝達官署・火山	伝達先	火山名						吾妻山	安達太良山	磐梯山	燧ヶ岳	沼沢	那須岳	福島地方気象台	福島県(危機管理総室)	○	○	○	○	○	○	福島県警察本部	○	○	○	○	○	○	福島海上保安部	○	○	○	○	○	○	福島森林管理署	○	○	-	-	-	-	福島森林管理署白河支署	-	-	-	-	-	○	会津森林管理署	○	○	○	-	○	-	会津森林管理署南会津支署	-	-	-	○	-	-	東北地方整備局福島河川国道事務所	○	○	○	○	○	○	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○	○	○	○	○	○	裏磐梯自然保護官事務所	○	○	○	-	-	-	檜枝岐自然保護官事務所	-	-	-	○	-	-	那須自然保護官事務所	-	-	-	-	-	○	東北運輸局福島運輸支局	○	○	○	○	○	○	国土地理院東北地方測量部	○	○	○	○	○	-	陸上自衛隊第44普通科連隊	○	○	-	-	-	-	陸上自衛隊第6特科連隊	-	-	○	○	○	○	新聞・ラジオ・テレビ報道機関	○	○	○	○	○	○	鉄道気象連絡会福島地方部会	○	○	○	○	○	○	<p style="text-align: center; color: red;">知するために発表する。</p> <p>第2節 情報伝達系統</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">噴火警報等の伝達機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">伝達官署・火山</th> <th rowspan="2">伝達先</th> <th colspan="6">火山名</th> </tr> <tr> <th>吾妻山</th> <th>安達太良山</th> <th>磐梯山</th> <th>燧ヶ岳</th> <th>沼沢</th> <th>那須岳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="18">福島地方気象台</td><td>福島県(危機管理総室)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>福島県警察本部</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>福島海上保安部</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>福島森林管理署</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>会津森林管理署</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td>東北地方整備局福島河川国道事務所</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>東北地方整備局郡山国道事務所</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>北陸地方整備局阿賀川河川事務所</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>裏磐梯自然保護官事務所</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>檜枝岐自然保護官事務所</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>那須自然保護官事務所</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>東北運輸局福島運輸支局</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>国土地理院東北地方測量部</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td>陸上自衛隊第44普通科連隊</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>新聞・ラジオ・テレビ報道機関</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>鉄道気象連絡会福島地方部会</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	伝達官署・火山	伝達先	火山名						吾妻山	安達太良山	磐梯山	燧ヶ岳	沼沢	那須岳	福島地方気象台	福島県(危機管理総室)	○	○	○	○	○	○	福島県警察本部	○	○	○	○	○	○	福島海上保安部	○	○	○	○	○	○	福島森林管理署	○	○	-	-	-	○	会津森林管理署	○	○	○	○	○	-	東北地方整備局福島河川国道事務所	○	○	○	○	○	○	東北地方整備局郡山国道事務所	-	-	○	-	-	-	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○	○	○	○	○	○	裏磐梯自然保護官事務所	○	○	○	-	-	-	檜枝岐自然保護官事務所	-	-	-	○	-	-	那須自然保護官事務所	-	-	-	-	-	○	東北運輸局福島運輸支局	○	○	○	○	○	○	国土地理院東北地方測量部	○	○	○	○	○	-	陸上自衛隊第44普通科連隊	○	○	○	○	○	○	新聞・ラジオ・テレビ報道機関	○	○	○	○	○	○	鉄道気象連絡会福島地方部会	○	○	○	○	○	○	<p>県地域防災計画と整合</p>
伝達官署・火山	伝達先			火山名																																																																																																																																																																																																																																																																											
		吾妻山	安達太良山	磐梯山	燧ヶ岳	沼沢	那須岳																																																																																																																																																																																																																																																																								
福島地方気象台	福島県(危機管理総室)	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	福島県警察本部	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	福島海上保安部	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	福島森林管理署	○	○	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																								
	福島森林管理署白河支署	-	-	-	-	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	会津森林管理署	○	○	○	-	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																								
	会津森林管理署南会津支署	-	-	-	○	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																								
	東北地方整備局福島河川国道事務所	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	裏磐梯自然保護官事務所	○	○	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																								
	檜枝岐自然保護官事務所	-	-	-	○	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																								
	那須自然保護官事務所	-	-	-	-	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	東北運輸局福島運輸支局	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	国土地理院東北地方測量部	○	○	○	○	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																								
	陸上自衛隊第44普通科連隊	○	○	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																								
	陸上自衛隊第6特科連隊	-	-	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	新聞・ラジオ・テレビ報道機関	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	鉄道気象連絡会福島地方部会	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
伝達官署・火山	伝達先	火山名																																																																																																																																																																																																																																																																													
		吾妻山	安達太良山	磐梯山	燧ヶ岳	沼沢	那須岳																																																																																																																																																																																																																																																																								
福島地方気象台	福島県(危機管理総室)	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	福島県警察本部	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	福島海上保安部	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	福島森林管理署	○	○	-	-	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	会津森林管理署	○	○	○	○	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																								
	東北地方整備局福島河川国道事務所	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	東北地方整備局郡山国道事務所	-	-	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																								
	北陸地方整備局阿賀川河川事務所	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	裏磐梯自然保護官事務所	○	○	○	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																								
	檜枝岐自然保護官事務所	-	-	-	○	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																								
	那須自然保護官事務所	-	-	-	-	-	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	東北運輸局福島運輸支局	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	国土地理院東北地方測量部	○	○	○	○	○	-																																																																																																																																																																																																																																																																								
	陸上自衛隊第44普通科連隊	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	新聞・ラジオ・テレビ報道機関	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								
	鉄道気象連絡会福島地方部会	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																								

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由
P 1 5	<p>2 市の措置</p> <p>市は、県（危機管理総室）から噴火警報、降灰速報、臨時の解説情報を受理したとき、火山の現象や噴火警戒レベルにより、火山地域において登山者及び観光客等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、火山の現象や噴火警戒レベル等の情報を、緊急速報メールなど多様な手段により防災関係機関及び住民、登山者、観光客及び観光施設等へ伝達するとともに、噴火警報の内容等に応じた立入規制など火山災害防止対策上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>特に、火山現象特別警報〔特別警報に位置づけられる噴火警報(居住地)〕について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車などにより住民等へ周知する。</p> <p>なお、安達太良山の火山活動に対する具体的な措置は「安達太良山火山防災協議会」（以下「協議会」という。）で定める「安達太良山の火山活動が活発化した場合の避難計画」（以下「避難計画」という。）（資料編参照）によるものとする。</p>	<p style="font-size: small;">※「◆」は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路 ※北陸地方整備局には新潟地方気象台から伝達</p> <p>2 市の措置</p> <p>市は、県（危機管理総室）から噴火警報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）を受理したとき、火山の現象や噴火警戒レベルにより、火山地域において登山者及び観光客等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、火山の現象や噴火警戒レベル等の情報を、緊急速報メールなど多様な手段により防災関係機関及び住民、登山者、観光客及び観光施設等へ伝達するとともに、噴火警報の内容等に応じた立入規制など火山災害防止対策上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>特に、火山現象特別警報〔特別警報に位置づけられる噴火警報(居住地)〕について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車などにより住民等へ周知する。</p> <p>なお、安達太良山の火山活動に対する具体的な措置は「安達太良山火山防災協議会」（以下「協議会」という。）で定める「安達太良山の火山活動が活発化した場合の避難計画」（以下「避難計画」という。）<u> </u>によるものとする。</p>	<p>火山防災協議会意見より</p> <p>他の防災に関する計画と合わせ、防災計画の資料編から除く</p>

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由
P 1 5	<p>第5章 備蓄・調達体制の整備</p> <p>————— 一般災害対策編準拠 —————</p> <p>第6章 防災知識の普及計画</p> <p>第3部 災害応急対策</p>	<p>第5章 備蓄・調達体制の整備、防災資機材等の整備</p> <p>————— 一般災害対策編準拠 —————</p> <p>第6章 防災知識の普及、訓練</p> <p>第3部 災害応急対策</p>	<p>市地域防災計画（一般災害対策編）との整合</p>
P 1 7	<p>第6章 避難対策</p> <p>第1節 避難の勧告等</p> <p>(1) 避難準備・高齢者等避難開始</p> <p>市は、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域において災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難の準備を呼びかけるものとする。</p> <p>なお、協議会で定める避難計画において、火口からの距離や避難経路の状況、その他地域の実情を踏まえ、他の居住地域よりも早い（噴火警戒レベルが低い）段階で避難の対応を要する特定地域（以下「特定</p>	<p>第6章 避難</p> <p>第1節 避難指示等</p> <p>1 高齢者等避難</p> <p>市は、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域において災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難の準備を呼びかけるものとする。</p> <p>なお、協議会で定める避難計画において、火口からの距離や避難経路の状況、その他地域の実情を踏まえ、他の居住地域よりも早い（噴火警戒レベルが低い）段階で避難の対応を要する特定地域（以下「特定地域」という。）</p>	<p>県地域防災計画と整合</p>

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由
P 17	<p>地域」という。)を定めることとし、特定地域においては噴火警戒レベル3の段階で対応が必要となる。</p> <p>(2) 避難勧告、指示</p> <p>市は、噴火警戒レベル2またはレベル3に相当する噴火警報(火口周辺)が発表され、火口周辺に災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、警戒範囲内の登山者及び観光客等に対して避難を勧告、又は指示し、避難者を誘導するものとする。</p> <p>また、火山現象により、住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認められるとき、又は噴火警戒レベル5に相当する噴火警報(居住地域)を受けたときは、緊急である旨を付して避難を勧告又は指示するものとする。</p> <p>これらの勧告、指示、誘導においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。</p> <p>避難を勧告、又は指示するときは、協議会で定める避難計画を参考に避難先、避難場所を明示し、住民等へ伝達するものとする。(本事項は、以下(3)の伝達についても準用するものとする。)</p> <p>なお、特定地域においては、噴火警戒レベル4の段階で対応が必要となる。</p> <p>(3) 二次避難等</p> <p>市は、緊急避難の後危険性が一時的に消滅したと認めるときで、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場</p>	<p>を定めることとし、特定地域においては噴火警戒レベル3の段階で対応が必要となる。</p> <p>2 避難指示</p> <p>市は、噴火警戒レベル2またはレベル3に相当する噴火警報(火口周辺)が発表され、火口周辺または火口周辺から居住地域の近くまでに災害を発生させる現象が及ぶと認めるときは、警戒範囲内の登山者及び観光客等に対して避難を指示し、避難者を誘導するものとする。</p> <p>また、火山現象により、住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認められるとき、又は噴火警戒レベル5に相当する噴火警報(居住地域)を受けたときは、緊急である旨を付して避難を指示するものとする。</p> <p>これらの指示、誘導においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。</p> <p>避難を指示するときは、協議会で定める避難計画を参考に避難先、避難場所を明示し、住民等へ伝達するものとする。(本事項は、以下(3)の伝達についても準用するものとする。)</p> <p>なお、特定地域においては、噴火警戒レベル4の段階で対応が必要となる。</p> <p>3 二次避難等</p> <p>市は、緊急避難の後危険性が一時的に消滅したと認めるときで、さらに遠方に避難する必要があると認められるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への</p>	<p>県地域防災計画と整合 火山防災協議会意見より</p> <p>県地域防災計画と整合</p>

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由
P 1 8	<p>所への避難を勧告又は指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。その際は、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。</p> <p>この場合、市は、県（危機管理総室）、福島地方気象台、警察本部その他の関係機関と十分協議するものとする。</p> <p>第7章 要配慮者の安全確保</p> <p style="text-align: center;">————— 一般災害対策編準拠 —————</p>	<p>避難を指示し、避難者を誘導又は搬送するものとする。その際は、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するものとする。</p> <p>この場合、市は、県（危機管理総室）、福島地方気象台、警察本部その他の関係機関と十分協議するものとする。</p> <p>第7章 医療（助産）救護</p> <p style="text-align: center;">————— 一般災害対策編準拠 —————</p> <p>第8章 緊急輸送対策</p> <p style="text-align: center;">————— 一般災害対策編準拠 —————</p> <p>第9章 災害警備活動及び交通規制措置</p> <p style="text-align: center;">————— 一般災害対策編準拠 —————</p>	<p>市地域防災計画（一般災害対策編）との整合</p>

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由
P 1 9		<p><u>第10章 防疫及び保健衛生</u></p> <p>————— <u>一般災害対策編準拠</u> —————</p> <p><u>第11章 廃棄物処理対策</u></p> <p>————— <u>一般災害対策編準拠</u> —————</p> <p><u>第12章 救援対策</u></p> <p>————— <u>一般災害対策編準拠</u> —————</p> <p><u>第13章 被災地の応急対策</u></p> <p>————— <u>一般災害対策編準拠</u> —————</p> <p><u>第14章 応急仮設住宅の供与</u></p> <p>————— <u>一般災害対策編準拠</u> —————</p>	<p>市地域防災計画（一般災害対策編）との整合</p>

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由
P 1 9		<p>第15章 行方不明者の捜索、遺体対策等</p> <p style="text-align: center;">————— 一般災害対策編準拠 —————</p> <p>第16章 生活関連施設の応急対策</p> <p style="text-align: center;">————— 一般災害対策編準拠 —————</p> <p>第17章 文教対策</p> <p style="text-align: center;">————— 一般災害対策編準拠 —————</p> <p>第18章 要配慮者対策</p> <p style="text-align: center;">————— 一般災害対策編準拠 —————</p>	市地域防災計画（一般災害対策編）との整合

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由
P 1 9		<p>第19章 ボランティアとの連携</p> <p>————— 一般災害対策編準拠 —————</p> <p>第20章 災害救助法の適用等</p> <p>————— 一般災害対策編準拠 —————</p> <p>第21章 被災者生活再建支援法等に基づく支援</p> <p>————— 一般災害対策編準拠 —————</p>	<p>市地域防災計画（一般災害対策編）との整合</p>

二本松市地域防災計画「第5編 火山災害対策編」新旧対照表

頁	現行	変更後	変更の理由
P20	<p style="text-align: center;">第4部 災害復旧計画</p> <p>第1章 市民生活安定のための緊急措置</p> <p style="text-align: center;">————— 一般災害対策編準拠 —————</p> <p>第2章 災害救助法の適用</p> <p style="text-align: center;">————— 一般災害対策編準拠 —————</p> <p>第3章 激甚災害の指定</p> <p style="text-align: center;">————— 一般災害対策編準拠 —————</p> <p>第4章 災害復旧事業</p> <p style="text-align: center;">————— 一般災害対策編準拠 —————</p>	<p style="text-align: center;">第4部 災害復旧計画</p> <p>第1章 施設の復旧対策</p> <p style="text-align: center;">————— 一般災害対策編準拠 —————</p> <p>第2章 被災者の生活安定</p> <p style="text-align: center;">————— 一般災害対策編準拠 —————</p> <p style="text-align: center;"><u>(第3章 削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(第4章 削除)</u></p>	<p>市地域防災計画（一般災害対策編）との整合</p>